

## 群馬大学生体調節研究所教員選考内規

平成 16. 4. 1 制定  
改正 平成 19. 4. 1  
平成 26. 4. 1  
平成 27. 7. 1  
平成 28. 4. 1  
平成 28. 6. 7  
平成 28. 7. 5  
令和 2. 9. 1  
令和 3. 1. 12

(趣 旨)

第 1 条 群馬大学生体調節研究所の主担当を命ぜられる教員の選考は、国立大学法人群馬大学教職員任免規則及び国立大学法人群馬大学大学教員の資格に関する規則に定めるもののほか、この内規に定めるところによる。

(教授候補者の選考)

第 2 条 教授候補者を選考する必要があるときは、所長は、速やかに公募要領及び選考基準（以下「選考基準等」という。）を教授会に諮り、教授候補者選考委員会（以下第 3 条から第 5 条において「委員会」という。）を設置するものとする。

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、所長が委嘱する。

(1) 研究所の主担当を命ぜられた教授 3 人

(2) 本学他学部等の主担当を命ぜられた教授 1 人

(3) 当該研究領域を専門とする学外の教授又はそれに相当する職位にある者 1 人

2 委員会に委員長を置き、所長が指名する者をもって充てる。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

第 4 条 委員会は、広く学内外に候補者を求め、その経歴、研究業績、人格、識見、健康等について詳細に調査し、3 人又は 4 人の教授候補者（以下この条及び第 5 条において「候補者」という。）を選出し、教授会に提出する。ただし、特に必要があるときは、上記の規定にかかわらず、適正な人数の候補者を選出し、教授会に提出することができる。

2 委員会は、前項により選出された候補者の応募書類について、研究所の主担当を命ぜられた教員へ 1 週間開示する。

第 5 条 教授会は、前条第 1 項により選出された候補者について、委員会で調査した結果の説明を求め、厳正に検討及び審議する。

2 教授会は、前項による審議の結果、候補者として適格と認めるときは、研究所の主担当を命ぜられた教授による選挙により、教授被推薦者（以下「被推薦者」

という。)を決定する。この場合において、候補者以外の氏名を記載したものは無効とする。

- 3 選挙は、単記無記名投票とし、有効投票（白票を含む。以下同じ。）の過半数を得た者をもって被推薦者とする。過半数を得た者がいないときは、上位2人の者について更に投票を行い、得票多数の者をもって被推薦者とする。

（准教授等候補者の選考）

第6条 准教授又は講師（以下「准教授等」という。）候補者を選考する必要があるときは、該当する研究分野又は附属の研究施設（以下「研究分野等」という。）の教授は、この旨を速やかに所長に申し出るものとする。

- 2 前項の申出があったときは、所長は、選考基準等を教授会に諮り、准教授等候補者選考委員会（以下第7条及び第8条において「委員会」という。）を設置するものとする。

第7条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、所長が委嘱する。

- (1) 当該研究分野等の担当を命ぜられた教授 1人
  - (2) 当該及び関連する研究分野等の担当を命ぜられた教員 2人
  - (3) 当該研究領域を専門とする学外の教授又はそれに相当する職位にある者 1人
- 2 委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。
  - 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
  - 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

第8条 委員会は、原則として公募により、准教授等候補者の経歴、研究業績、人格、識見、健康等を調査の上で准教授等候補者1人を選出し、教授会に提出する。

第9条 教授会は、前条の准教授等候補者について審議し、准教授等被推薦者としての可否を決定する。

（助教候補者の選考）

第10条 助教候補者を選考する必要があるときは、該当する研究分野等の教授は、この旨を速やかに所長に申し出るものとする。

- 2 前項の申出があったときは、所長は、選考基準等を教授会に諮り、助教候補者選考委員会（以下第11条及び第12条において「委員会」という。）を設置するものとする。

第11条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、所長が委嘱する。

- (1) 該当する研究分野等の担当を命ぜられた教員 全員
  - (2) 関連する研究分野等の担当を命ぜられた教員 1人
  - (3) 当該研究領域を専門とする学外の教員又はそれに相当する職位にある者 1人
- 2 委員会に委員長を置き、前条第1号の教授の委員をもって充てる。
  - 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
  - 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

第12条 委員会は、原則として公募により、助教候補者の経歴、研究業績又は学業成績、人格、識見、健康等を調査の上で助教候補者1人を選出し、教授会に提出

する。

第 13 条 教授会は、前条の助教候補者について審議し、助教被推薦者としての可否を決定する。

(雑 則)

第 14 条 この内規に定めるもののほか、教員選考に関する必要な事項は、その都度教授会において定める。

(内規の改廃)

第 15 条 この内規の改廃は、教授会の議を経て、所長が行う。

附 則

この内規は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 28 年 6 月 7 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 28 年 7 月 5 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 3 年 1 月 12 日から施行し、令和 2 年 12 月 1 日から適用する。